

発議第 2 号

松永鉄兵副議長の不信任決議について

上記議案を別紙のとおり市川市議会会議規則第 14 条の規定により提出いたします。

平成 26 年 6 月 9 日

提 出 者

市議会議員

中 山 幸 紀

賛 成 者

市議会議員

高 坂 進

〃 増 田 好 秀

〃 石 崎 ひ で ゆ き

〃 佐 藤 幸 則

〃 越 川 雅 史

〃 青 山 博 一

〃 清 水 みな子

〃 桜 井 雅 人

〃 秋 本 のり子

〃 金 子 貞 作

〃 谷 藤 利 子

〃 湯 浅 止 子

〃 宮 田 かつみ

〃 松 井 努

〃 鈴 木 啓 一

〃 か い づ 勉

松永鉄兵副議長の不信任決議

本市議会は、松永鉄兵副議長を信任しない。

以上、決議する。

提案理由

去る 6 月 6 日は、市川市議会平成 26 年度 6 月定例会開会日でありましたが、午前 10 時に開会した直後に岩井清郎議長が「暫時休憩します」と宣告して以来、合理的な理由が説明されないまま約 4 時間に渡って議会が再開されませんでした。

言うまでもなく、市民生活にとって重要な議案が合理的理由なく審議されないまま放置されることは、市民目線に照らせば「議会の責任放棄」と受け取られかねません。

結果的に、午後 2 時に開催された各派代表者会議において、岩井議長より「議長職を辞するかどうか逡巡していた」「結果的に辞表を提出しないこととした」といった旨の発言があり、午後 2 時 20 分より会議は一旦再開されましたが、再開された本会議場においては、議会をいたずらに空転させ、時間を浪費したことの責任についての言及はありませんでした。

議長が職を辞するか逡巡するのはご自身の勝手ですが、多

くの議員と理事者を招集して本会議を開き、議会を約 4 時間も空転させたまま「やっぱり議長職を続けます！」では、本会議を休憩するに足る合理的理由があったとは到底認められないばかりか、市民に対する説明責任も全く果たしていないと指摘せざるを得ません。

ところで、このような状況下において、副議長は本来、議会が円滑に運営される観点から議長を補佐すべき立場であるものと認識しておりますが、松永副議長はこうした岩井議長が執った「議会運営の円滑化とは正反対の言動」に対して、議長にこれを是正される行動を執らなかったばかりか、自ら積極的に加担するなど誤った補佐を続けてきました。もちろん、休憩の理由について各会派に説明をし、理解を求めるなどの誠実な行動は全く見受けられませんでした。

そもそも、松永副議長については、今回問題となった行動に加えて、これまで数々の不祥事が指摘されてきたことは本市議会関係者にとっては周知の事実であります。

平成 23 年度と 24 年度は議会の運営に責任を持つ立場にある議会運営委員長の職にありながら、自ら召集した議会運

営委員会の会議を欠席したことがありました。

また、市議会定例会の本会議については、欠席、遅刻、早退の常習犯でありました。後日になって、それら欠席・遅刻・早退の理由が、全く以って私的な活動である、所属する社団法人の会議等に参加していたためだったとの疑義も生じています。

さらに言えば、過去には所属する常任委員会の視察に無断遅刻したこともあれば、政務活動費を使用した会派の視察に際しても無断で遅刻するなど、市議会議員のみならず、社会人としての資質を疑われる行動の枚挙に暇がありません。

これらの経緯を踏まえ、松永副議長が引き続き市川市議会副議長の職を担うに相応しいかどうか総合的に勘案した結果、我々としては松永副議長をこれ以上副議長として認めることはできないと考え、ここに副議長不信任案を提出することと致しました。

以上